

群馬大学医学部国際交流委員会規程

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 19. 11. 27 平成 20. 12. 1

平成 29. 5. 1 令和 5. 4. 1

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部に、群馬大学医学部国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学等との交流に関する事。
- (2) 外国の大学等からの教員及び研究員等の受入れに関する事。
- (3) 外国の大学等への教職員等の派遣に関する事。
- (4) その他国際交流に関する事。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 附属病院長
- (3) 学科長
- (4) 大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター運営会議構成員
(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告等)

第 6 条 委員長は、委員会の審議結果を教授会若しくは研究科委員会に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会については、別に定める。

(事 務)

第 9 条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。